

新たな基本方針に基づく
水路等転落事故防止対策実施計画
【水路】

2023年（令和5年）9月

福山市

目 次

1	計画策定の目的	1
2	計画期間	2
3	対象施設	2
4	ハード対策【強化】	2
	(1) 対策の内容	2
	(2) 対策の実施手順	3
5	ソフト対策【強化】	4
	(1) 水路の運用方法の変更	4
	(2) 注意喚起	4
	(3) 啓発活動	4
6	進捗管理	5

別 冊

設置箇所一覧表・位置図

1 計画策定の目的

本市では、2000年（平成12年）に中心市街地内で発生した道路から水路への自転車転落死亡事故を受け、2003年度（平成15年度）から、市街化区域内を中心に、道路から水路への転落事故を防止する転落防止柵などの設置による対策に取り組んできました。

その後、2018年度（平成30年度）から対策の対象区域を市内全域に拡大して取り組みを進める中、道路から水路への転落事故件数については徐々に減少してきていたところ、2022年（令和4年）11月に、就学前児童による公園に隣接する水路への転落死亡事故が発生しました。

今後の再発防止を検討するため、有識者等で構成する「福山市水路転落事故防止対策検討会」（以下「検討会」という。）を設置し、2023年（令和5年）3月に報告書が取りまとめられました。

また、同年6月には、検討会の報告書を踏まえて、道路、公園、公共施設、民地から水路やため池への転落防止対策について、ハード及びソフトの両面での具体策を盛り込んだ「福山市水路等転落事故防止対策基本方針」（以下「基本方針」という。）を策定しました。

基本方針に示す対策のうち、水路のハード対策としては、万が一落ちた場合に備えて、命を守るための救援措置を講じることとし、水路の周辺に家屋が多い市街地内を流れる雨水幹線を重点箇所として、子どもが転落した際の脱出・救助用施設が未整備である箇所について対策を実施します。

実施にあたっては、設置箇所が多く、地域や利水関係者との調整があることから3か年で計画的に対策を行うため、実施計画を策定しました。

あわせて、ソフト対策については、用途の変化を踏まえた水深の調整等により、危険性の低減を図ることや新たに子どもに分かりやすい注意喚起看板の作成等、地域や学校等との連携を含めた強化対策についても継続的に実施します。

2 計画期間

2023 年度（令和 5 年度）～2025 年度（令和 7 年度）[3 か年]

3 対象施設

ハード対策については、水路の周辺に家屋が多い市街地内を流れている雨水幹線を対象とします。

なお、準用河川・普通河川、幹線用水路は、市街地のほか郊外や田畑、山林の中など周辺状況が様々で対策が不要な水路も多いため、地域の要望や新たに対策が必要と認められた場合、随時、調査を行い対策の実施を検討します。

ソフト対策については、市内全域の全ての水路を対象とします。

4 ハード対策【強化】

（1）対策の内容

開渠であり深さ及び幅が 1m 以上の断面が大きな雨水幹線を対象として、車両や歩行者、自転車などが複雑に交錯する場所で、人が溜まりやすい場所として「水路と道路（橋りょう）が交差する箇所」を基本に転落時の備えとして、水路内に脱出・救助施設を設置します。

対策箇所は、20 水路(24km)で、120 箇所に設置します。

計画の内訳は表－1 に示します。

表－1 年次計画（強化対策）

	2023 (R5) 年度	2024 (R6) 年度	2025 (R7) 年度
対 策 水 路	6 水路(4km)	8 水路(12km)	6 水路(8km)
昇降施設設置数	38 箇所	45 箇所	37 箇所

(2) 対策の実施手順

① 設置箇所の抽出

雨水幹線の開渠を対象に、市が現地確認を行い、脱出・救助施設として使用できる維持管理用タラップなどが設置されていない雨水幹線を「設置箇所」として抽出を行います。

② 設置箇所の確認

抽出した設置箇所については、関係部署や地域、水利関係者とともに、現地確認を行います。

確認を終えた設置箇所及び対策内容については「水路等転落事故防止対策推進会議」（以下「推進会議」という。）幹事会にて情報共有を図り実施計画に位置付けます。

対策の計画的な実施と進捗管理を行うため、設置箇所一覧表及び位置図を作成し、市のホームページで公表します。

③ 設置箇所の対策

基本的な対策は、昇降施設（はしごやタラップ等）の設置とします。（図－1 参照）



図－1 昇降施設設置例

④ 対策の実施

実施にあたっては、地域や水利関係者、土木常設員と実施時期を調整し対策を行います。

5 ソフト対策【強化】

水路への転落防止対策として、新たに、次のソフト対策の強化に取り組みます。

ソフト対策については、効果を持続させる必要があるため、実施計画期間終了後も取組を継続します。

(1) 水路の運用方法の変更

農業用水の利用がなくなる等の状況の変化に合わせて、樋門等の締切りによって水深の深い水路については、毎年、地域からの情報を収集し、関係者と運用方法を協議するとともに、必要に応じて随時、水位調整が可能な水路については、水深の変更を行い危険性の低減を図ります。

(2) 注意喚起

注意喚起看板は、子どもに分かりやすいものを専門家の意見を聴いて、2023年度（令和5年度）中に作成します。

2024年度（令和6年度）は、幅が広い水路や水深が深い水路等で、子どもや高齢者の利用が多い、保育所等や小学校、公共施設周辺など、注意喚起が必要と思われる箇所について、保育所等、小学校、土木常設員等から情報収集し、注意喚起看板を連携して設置します。

また、既存看板のうち、子どもに分かりにくいものや老朽化したものについては、随時更新を行います。

(3) 啓発活動

市民に対する水路等の危険性の啓発については、あらゆる機会を捉えた周知を継続的に実施することとし、特に、子どもへの啓発は、教育の一環として、これまでの取組の強化に加え、2024年度（令和6年度）以降には、実体験で学ぶ機会を設けていくことや民間団体との連携など新たな取組を検討し実施します。

一般向け、子ども向けの啓発チラシ及び教材用の「ぬり絵」は、専門家の意見を聴いて、2023年度（令和5年度）中に作成します。

新たに作成した啓発チラシを活用し、2024年度（令和6年度）から毎年、広報ふくやま、市ホームページ、市公式LINEにより周知するとともに、各種団体と連携して交通安全教室や地域パトロール、自転車利用者への街頭啓発等の機会を捉えた周知を継続的に実施します。

保育所等において、「ぬり絵」を通じ、水路等の危険箇所に気付く力を養うとともに

に、家庭に啓発チラシと併せて持ち帰り、就学前児童と保護者が一緒に水路等の危険性を確認できる取組を、2024年度（令和6年度）から継続的に行います。

「保育所等の散歩の時間」に就学前児童に対して、実際に現地で「子どもだけで水路等のそばで遊ばない。」「フェンスに上っては危ない。」など水路等の危険性を教える取組を2023年度（令和5年度）から継続的に行います。

保育所等の参観日や懇談会において、保護者に対して啓発チラシを活用するなど、子どもが危険な行動をとることを前提に注意すべきことなどを毎年周知します。

小学校の総合的な学習の時間、生活科などで、地域の協力を得ながら、地域の水路等の危険箇所を現地で確認し、水路等の危険性について学習する取組を、2024年度（令和6年度）以降実施できるよう検討を行います。

水路等へ転落した時の対処方法を学ぶ場として、小学校において、「着衣泳」の体験を行います。また、市民団体と連携した「安全教室」を年15校程度実施します。

6 進捗管理

本実施計画に基づく対策の進捗管理は、毎年5月に開催する「推進会議」において定期的に共有を図ります。

推進会議では、基本方針に基づく水路等転落事故防止にかかる取組の全体の進捗管理を行うこととし、各課で実施する計画の共有、連携体制の確認、前年度の実績を取りまとめ、モニタリング会議に報告し、意見を対策に反映します。

また、本実施計画に基づく転落事故防止対策の実施状況は、年度ごとに市ホームページで公表します。

新たな基本方針に基づく 水路等転落事故防止対策実施計画 【水路】

〔雨水幹線〕

福山市上下水道局工務部管路維持課
〒720-8526 広島県福山市古野上町 15 番 25 号
TEL 084-928-1510 FAX 084-928-3223
E-mail kanroji@city.fukuyama.hiroshima.jp
URL <https://www.city.fukuyama.hiroshima.jp>

〔準用河川・普通河川〕

福山市建設局土木部港湾河川課
〒720-8501 広島県福山市東桜町3番5号
TEL 084-928-1141 FAX 084-928-1734
E-mail kouwan-kasen@city.fukuyama.hiroshima.jp
URL <https://www.city.fukuyama.hiroshima.jp>

〔幹線用水路〕

福山市建設局土木部農林整備課
〒720-8501 広島県福山市東桜町3番5号
TEL 084-928-1036 FAX 084-922-3343
E-mail nourin-seibi@city.fukuyama.hiroshima.jp
URL <https://www.city.fukuyama.hiroshima.jp>

〔ソフト対策〕

福山市建設局土木部土木管理課
〒720-8501 広島県福山市東桜町3番5号
TEL 084-928-1233 FAX 084-928-1734
E-mail doboku-kanri@city.fukuyama.hiroshima.jp
URL <https://www.city.fukuyama.hiroshima.jp>
